

## 第2 農薬等普及展示ほ設置要領

本要領では標準的な試験実施方法を記載している。普及展示する薬剤等の性質や防除の目的によって、試験方法を改変する必要がある場合には、関係者で十分協議して決定する。内容については年度当初に行う農薬等普及展示ほ試験設計会議等で周知する。

### I 殺菌剤・殺虫剤

#### 1 普及展示ほ設置上の留意点

##### (1) 展示ほ場の選定

対象病害虫の発生するほ場を選ぶ。そのためには地域的な常発地、前年の病害虫の発生状況等を考慮する。

##### (2) 薬剤処理

原則として試験担当者自身が行う。委託農家が行う場合においても、担当者は必ず薬剤処理に立ち会い、散布状況等を把握する。処理にあたっては、気象条件、周囲の作物、周辺環境への影響等を考慮して実施する。

なお、残余薬剤は普及展示終了後に委託会社へ返却する。

##### (3) 展示区の設定（区制）について

1) 供試作物が果樹（りんご）の場合、普通樹単位で面積・区をとっているが、わい性台木を供試するときは、1区の供試樹数を5樹以上とする。また、成績に明記する。

2) 試験は反復\*（連制）を設けて実施することが望ましい。各作物ごとの反復設定の目安については、作物ごとの各論を参照する。供試できるほ場面積が指定より小さい場合に、1区面積を小さくして反復を設けるか、区を大きくして反復なしとするかは、病害虫の種類や現地での発生状況により判断する（注1参照）。

\*（病害虫発生への偏りの影響を少なくするために行う同じ処理の繰り返し。連制とも言う）

##### 3) 対照区の設定

薬剤の効果が比較できるよう、防除基準に掲載の薬剤や地域で慣行的に使用されている薬剤を選び、対照薬剤区として必ず設置する。展示薬剤区と対照薬剤区とは条件が同じになるように留意する。

##### 4) 無処理区の設定

作物によって設置できない場合もあるが、できるだけ設置する。やむを得ず小面積にする場合も、通常の発生が見られる程度の面積を確保する。なお、展示終了後に速やかに防除する。

(4) 薬害が観察された場合は直ちに担当専門技術員に報告し、対処する。

(5) 成績の取りまとめは別紙様式によって行う。

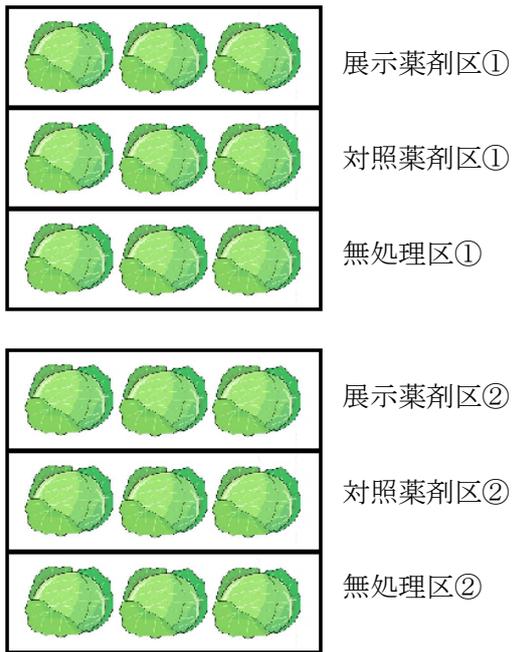
(6) 展示ほを設置しても病害虫の発生のない場合は、他の適当なほ場を設定する等して再度実施する。

なお、殺虫剤の茎葉散布剤で散布前調査が指示されている場合は、必ず害虫の発生を確認してから処理を行う。

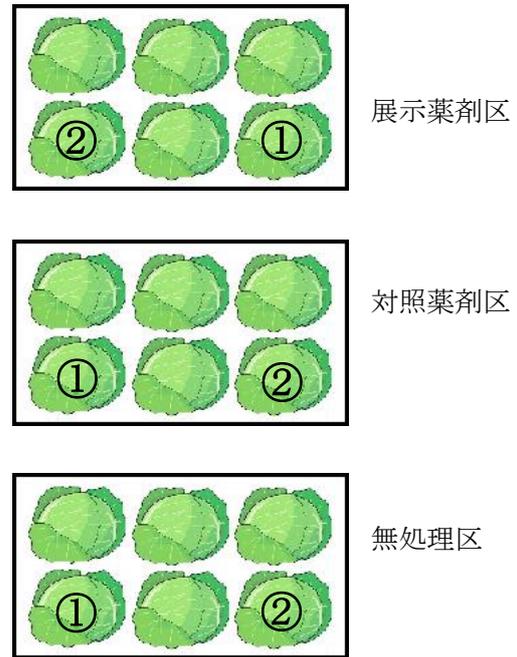
(注1) 区制について、下記基本例を参考にされたい。

① 普通作物、野菜の例

2反復(2連制)の場合  
 同じ薬剤を2か所に散布する  
 (反復あり)

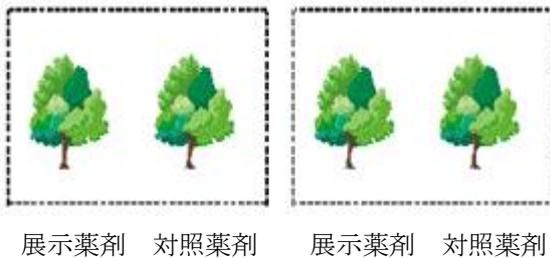


無反復(1連制)の場合  
 同じ薬剤を1か所しか散布しない  
 (反復無し)同一区内で2か所調査しても  
 反復とはならない

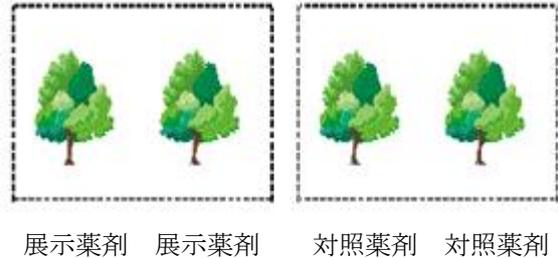


② 果樹の例

2反復(2連制)の場合  
 同じ薬剤を2か所の樹に散布する



無反復(1連制)の場合  
 同じ薬剤を1か所の2樹に散布する



(7) その他の留意点（殺菌剤・殺虫剤共通）

- 1) 適用登録を確認、遵守して試験を行う。
- 2) 本要領には基本的な試験方法を掲載している。試験方法等で不明な点は担当専門技術員に相談する。
- 3) 未普及の薬剤の試験は、基本的に「試験場連携試験」として実施する。設計、調査等に当たっては関係する試験場と協議の上で実施する（専門技術員経由も可）。また、効果の判定ができるよう試験区の設定に留意する（可能であれば無処理区を設置する）。
- 4) 試験にあたっては、同一薬剤の連用、同一作用機構の薬剤の多数回使用とならないよう注意する（殺菌剤では耐性菌発生リスクの低い薬剤を除く）。
- 5) 調査は本要領に記載の方法で行うが、調査時点で病害虫の発生が見られない場合には調査時期を遅らせて再度調査を行う。その場合、試験薬剤散布以降は展示薬剤区、対照薬剤区とも同一の防除、管理を行っていることが条件となる。また、試験開始時に対象病害が発生している場合は、散布開始前に発病調査を行うとともに、発病状況に応じて試験区を設置する。